

X 工場排水指導等

1	特定事業場	X- 1
2	監視・指導状況	X- 2
3	水質加算使用料に係る水質調査結果	X- 8
4	水質管理講習会の開催	X- 8

1 特定事業場

令和4年度末の特定事業場数は、710事業場であった。特定施設別の事業場数、排水量及び除害施設設置事業場数を表-1に示す。

表-1 特定施設別特定事業場数

特定施設番号	業種	事業場数	合計排水量 [m ³ /日]		除害施設設置 事業場数		
1.2	畜産農業またはサービス業	4	654		0		
2	畜産食料品製造業	5	429		2		
3	水産食料品製造業	14	680		3		
4	野菜・果実の保存食料品製造業	6	148		1		
5	味噌・醤油・食酢製造業	7	22		0		
7	砂糖製造業	2	548		2		
8	製あん業	6	68		0		
10	飲料製造業	10	137		1		
11	動物系資材または有機質肥料の製造業	1	1		1		
12	動植物油脂製造業	0	0		0		
16	めん類製造業	16	238		1		
17	豆腐又は煮豆製造業	20	214		1		
18.2	冷凍調理食品製造業	1	65		1		
19	紡績業・繊維製品製造業若しくは加工業	4	6		0		
23.2	新聞業・出版業・印刷業・製版業	18	168		1		
24	化学肥料製造業	1	8		0		
26	無機顔料製造業	1	90		1		
27	無機化学工業製品製造業	8	407		6		
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業	1	3		0		
33	合成樹脂製造業	1	3		1		
38	石鹼製造業	1	19		1		
40	脂肪酸製造業	1	131		1		
51	石油精製業	1	2		1		
51.2	タイヤ・チューブ・工業用ゴム製品製造業	4	13		1		
53	ガラス製品製造業	2	28		1		
54	セメント製品製造業	2	29		2		
55	生コンクリート製造業	3	4		1		
61	鉄鋼業	2	90		2		
62	非鉄金属製造業	2	148		2		
63	金属製品又は機械器具製造業	7	308		3		
64.2	水道施設	5	59		4		
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	31	747		16		
66	電気めっき施設	22	1,479		19		
66.3	旅館業	2	287		0		
66.5	弁当製造業	6	491		2		
66.6	飲食店	26	2,221		4		
67	洗濯業	88	742		13		
68	写真現像業	21	25		0		
68.2	病院	24	5,232		13		
69	と畜業・へい獣取扱業	1	249		1		
69.2	卸売市場	0	0		0		
70.2	自動車特定整備業	10	120		10		
71	自動式車両洗浄施設	253	1,265		251		
71.2	科学技術に関する研究等を行う事業場	50	3,245		18		
71.3	一般廃棄物処理施設	4	783		3		
71.4	産業廃棄物処理施設	7	1,004		5		
71.5	トリクロロフル、テトラクロロフル又はジクロロメタンによる洗浄施設	1	9		0		
74	特定事業場から排出される水の処理施設	6	374		5		
DXN 2	アセチレン洗浄施設	0	1	0	3	0	0
DXN 15	廃棄物焼却炉のガス処理施設及び灰の貯留施設	1	6	83	787	1	4
DXN 16	廃PCB等の分解施設、洗浄施設及び分離施設	0	1	0	58	0	1
合計		709	23,074		402		

注1) DXN2, 15, 16はダイオキシン類に係る特定施設番号

注2) ダイオキシン類に係る事業場数及び排水量については、左欄がダイオキシン類に係る特定施設のみを有する事業場数及び排水量で、右欄(網掛け)が水質汚濁防止法に基づく特定施設も合わせて有する事業場数及び排水量を表している。

注3) 合計排水量の値については、それぞれ小数点以下を四捨五入している。

2 監視・指導状況

(1) 監視事業場に対する立入及び採水の実施状況

令和4年度の監視状況（立入回数、採水回数、検体数及び項目数）を処理区別に表-2に示す。

表-2 処理区別立入及び採水実施状況

処理区	立入回数	採水回数	検体数	項目数
新町	37	67	71	984
日明	77	190	253	1,701
曾根	14	51	64	401
皇后崎	29	87	95	867
北湊	62	127	174	1,036
全処理区	219	522	657	4,989

(2) 行政指導の区分及び排除基準

排除基準違反に対する行政指導の区分は図-1に、下水道への排除基準を表-3に示す。

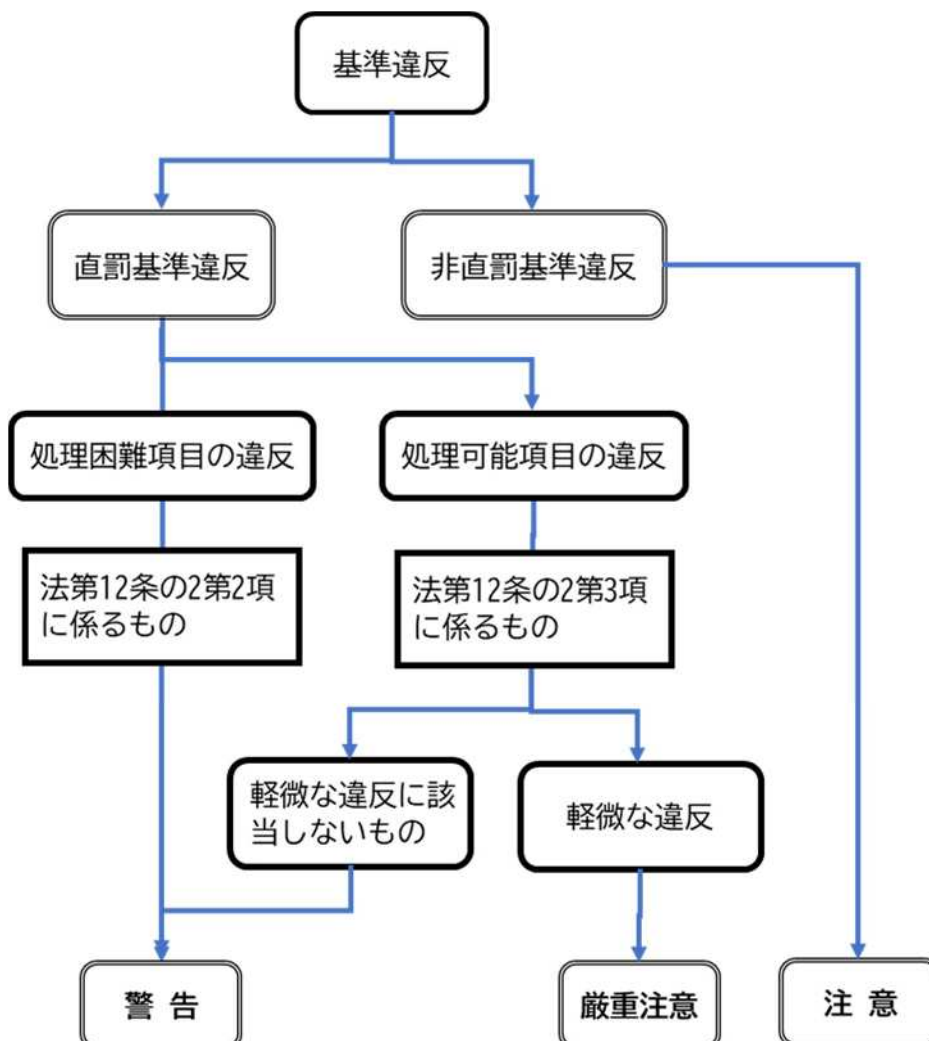


図-1 基準違反に対する行政指導区分

表-3 公共下水道に排除される下水の水質基準

物質名又は項目	対象		特 定 事 業 場					特定事業場以外の工場・事業場			
	排水量		50m ³ /日未満		50m ³ /日以上			1250m ³ /月 未満	1250~ 5000m ³ /月	5000m ³ /月 以上	
	1250m ³ /月 未満	1250~ 5000m ³ /月	1250m ³ /月 未満	1250~ 5000m ³ /月	5000m ³ /月 以上						
有害物質	カドミウム及びその化合物		0.03 以下					0.03 以下			
	シアン化合物		1 以下					1 以下			
	有機リン化合物		1 以下					1 以下			
	鉛及びその化合物		0.1 以下					0.1 以下			
	六価クロム化合物		0.5 以下					0.5 以下			
	砒素及びその化合物		0.1 以下					0.1 以下			
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物		0.005 以下					0.005 以下			
	アルキル水銀化合物		検出されないこと					検出されないこと			
	ポリ塩化ビフェニル		0.003 以下					0.003 以下			
	トリクロロエチレン		0.1 以下					0.1 以下			
	テトラクロロエチレン		0.1 以下					0.1 以下			
	ジクロロメタン		0.2 以下					0.2 以下			
	四塩化炭素		0.02 以下					0.02 以下			
	1,2-ジクロロエタン		0.04 以下					0.04 以下			
	1,1-ジクロロエチレン		1 以下					1 以下			
	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 以下					0.4 以下			
	1,1,1-トリクロロエタン		3 以下					3 以下			
	1,1,2-トリクロロエタン		0.06 以下					0.06 以下			
	1,3-ジクロロプロペン		0.02 以下					0.02 以下			
	チウラム		0.06 以下					0.06 以下			
	シマジン		0.03 以下					0.03 以下			
	チオベンカルブ		0.2 以下					0.2 以下			
	ベンゼン		0.1 以下					0.1 以下			
	セレン及びその化合物		0.1 以下					0.1 以下			
	ほう素及びその化合物		10 以下 (海域外) 230 以下 (海域)					10 以下 (海域外) 230 以下 (海域)			
	ふっ素及びその化合物		8 以下 (海域外) 15 以下 (海域)					8 以下 (海域外) 15 以下 (海域)			
	1,4-ジオキサン		0.5 以下					0.5 以下			
	ダイオキシン類		10 以下					10 以下			
	生活環境項目等	フェノール類		5 以下		5 以下			5 以下		
		銅及びその化合物		3 以下		3 以下			3 以下		
亜鉛及びその化合物		2 以下		2 以下			2 以下				
鉄及びその化合物(溶解性)		10 以下		10 以下			10 以下				
マンガン及びその化合物(溶解性)		10 以下		10 以下			10 以下				
クロム及びその化合物		2 以下		2 以下			2 以下				
生物化学的酸素要求量 (BOD)		—*	1500以下	—*	1500 以下	600 以下	—*	1500 以下	600 以下		
浮遊物質質量 (SS)		—	1500以下	—	1500 以下	600 以下	—	1500 以下	600 以下		
水素イオン濃度 (pH)		5 以上10.5 以下		5以上 10.5以下	5以上 10.5以下	5以上 9以下	5 以上10.5 以下		5以上 9以下		
等		ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類		20 以下	5 以下	20 以下	5 以下		20 以下	5 以下
	動植物油脂類		—	150 以下	—	150 以下	30 以下	—	150 以下	30 以下	
窒素		—***	600 以下	—***	600 以下	240 以下	—***	600 以下	240 以下		
リン		—***	80 以下	—***	80 以下	32 以下	—***	80 以下	32 以下		
温度(°C)		45 未満		45 未満			45 未満				
沃素消費量		220 未満		220 未満			220 未満				

(注意)

1. 単位は、pH、温度及びダイオキシン類を除き、すべて mg/Lである。ただし、ダイオキシン類の単位は、pg-TEQ/Lである。
2. 特定事業場に対する月間排水量の適用は、BOD以下の項目についてである。
3. [] は、直前に係る水質基準である。

* 農水産物の生産、加工(食用又は飲用に供するものに限る。)又は調理に伴う天然由来の有機物から成る汚水(酒類製造業等の蒸留廃液を除く。)の場合
 ** 上記以外の汚水の場合
 *** 終末処理場放流水が、総量規制基準を遵守できなくなるおそれがある場合を除く。

(3) 排除基準違反

令和4年度は、排除基準のある延べ4,161項目について水質検査を行った。そのうち、違反に係るものは23項目（違反率としては0.6%）であった。表-4に項目別違反状況を示す。違反事業場（延べ18事業場）に対する措置として行った行政指導は、文書指導18件（警告7件、注意（嚴重注意を含む）11件）であった。表-5に文書指導を実施した違反業種を示す。

表-4 項目別違反状況

項目	測定数	違反数	違反率%
カドミウム及びその化合物	84		
シアン化合物	101		
鉛及びその化合物	142	2	1.4
六価クロム化合物	65		
砒素及びその化合物	76		
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	177	1	0.6
ポリ塩化ビフェニル	3		
トリクロロエチレン	84		
テトラクロロエチレン	84		
ジクロロメタン	73		
四塩化炭素	73		
1,2-ジクロロエタン	73		
1,1-ジクロロエチレン	73		
シス-1,2-ジクロロエチレン	73		
1,1,1-トリクロロエタン	84		
1,1,2-トリクロロエタン	73		
1,3-ジクロロプロペン	73		
ベンゼン	78		
セレン及びその化合物	30		
ほう素及びその化合物	104		
ふっ素及びその化合物	125		
1,4-ジオキサン	56		
ダイオキシン類	10		

項目	測定数	違反数	違反率%
銅及びその化合物	112		
亜鉛及びその化合物	114		
鉄及びその化合物(溶解性)	17		
クロム及びその化合物	126	1	0.8
生物化学的酸素要求量	379	3	0.8
浮遊物質質量	408	3	0.7
水素イオン濃度	623	2	0.3
鉱油類	40	2	5.0
動植物油脂類	257	3	1.2
窒素	127	1	0.8
燐	99	1	1.0
温度	32	4	12.5
沃素消費量	13		
合計	4,161	23	0.6

表-5 文書指導した事業場の業種

業種	採水年月日	違反項目	測定値	基準値
医療業	R4.4.12	温度(°C)	47.2	45未満
	R4.11.10	浮遊物質質量(SS)	670	600
	R4.11.11	生物化学的酸素要求量 動植物油脂類	650 34	600 30
	R5.2.14	生物化学的酸素要求量	620	600
食料品製造業	R4.4.6	生物化学的酸素要求量 窒素 燐	19,000 1,300 200	1,500 600 80
	R4.4.6	浮遊物質質量(SS) 動植物油脂類	2,200 290	1,500 150
	R4.6.23	温度(°C)	46.8	45未満
	R4.11.17	水素イオン濃度(pH)	4.4	5~10.5
	R4.12.7	動植物油脂類	110	30
洗濯業	R4.6.17	鉱油類	6.0	5
	R4.10.27	水素イオン濃度(pH)	10.6	5~10.5
	R5.2.7	温度(°C) 鉱油類	46.1 85	45 20
金属製品製造業	R4.5.11	鉛及びその化合物	0.16	0.1
	R4.10.14	温度(°C)	54.6	45未満
電気めっき業	R4.5.11	クロム及びその化合物	4.2	2
	R4.9.28	鉛及びその化合物	0.99	0.1
化学工業	R5.2.6	水銀及びアルカリ水銀 その他の水銀化合物	0.0058	0.005
大学	R4.5.10	浮遊物質質量(SS)	1100	600

■ は文書警告を行ったもの。
単位：pH及び温度を除き、全てmg/L。

(4) 報告状況

令和4年度に行った報告徴収の状況を表-6に示す。なお、報告数のうち、カッコ内は有害物質に関するものである。

表-6 報告徴収状況

報告の種類	回答数等(健康項目)
水質基準違反に対する報告	25(3)
自己測定結果の報告	1,006(531)

(5) 特定施設等に関する届出状況

届出総件数は130件であり、詳細を表-7に示す。

表-7 届出状況

届出の種類	届出数
特定施設設置届出書	39
特定施設の構造等変更届出書	17
特定施設使用届出書	0
氏名変更等届出書	37
特定施設使用廃止届出書	29
承継届出書	5
公共下水道使用開始(変更)届出書	0
除害施設新設等計画確認申請書	3
除害施設新設等工事完了届出書	0
合計	130

(6) ポンプ場等の水質監視

令和4年5月25日と令和5年2月15日に、事業場排水の監視強化を目的として新町処理区のポンプ場及び主要幹線における水質調査を実施した。新町処理区の管路系統を図-2に示し、水質分析結果を表-8及び表-9に示す。

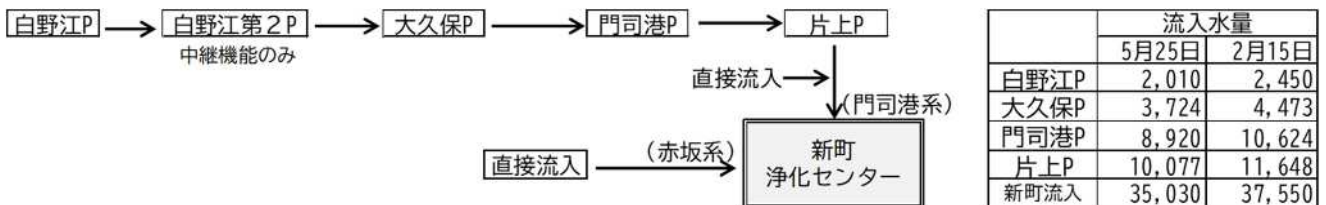


図-2 処理区の管路系統

表-8 水質分析結果 (令和4年5月25日採水分)

	新町浄化センター (赤坂系)	新町浄化センター (門司系)	片上 ポンプ場	門司港 ポンプ場	大久保 ポンプ場	白野江第一 ポンプ場	下水 排除基準 (5,000m ³ /日 以上)	定量 下限値	単位
調査年月日	R4.5.25	R4.5.25	R4.5.25	R4.5.25	R4.5.25	R4.5.25			
採水時間	7:30	7:30	9:47	10:10	10:35	11:00			
カドミウム及びその化合物	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03	0.003	mg/L
シアン化合物	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1	0.1	mg/L
有機リン化合物	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1	0.1	mg/L
鉛及びその化合物	0.006	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1	0.005	mg/L
六価クロム化合物	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.5	0.05	mg/L
砒素及びその化合物	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1	0.005	mg/L
水銀及びアルキル水銀 その他水銀化合物	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005	0.0005	mg/L
アルキル水銀化合物	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	0.0005	mg/L
PCB	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003	0.0005	mg/L
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1	0.001	mg/L
テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1	0.001	mg/L
ジクロロメタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.2	0.001	mg/L
四塩化炭素	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02	0.001	mg/L
1,2-ジクロロエタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.04	0.001	mg/L
1,1ジクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1	0.001	mg/L
1,1,2-ジクロロエタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.4	0.001	mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	3	0.001	mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.06	0.001	mg/L
1,3-ジクロロプロパン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02	0.001	mg/L
チラム	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06	0.006	mg/L
ジメチル	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03	0.003	mg/L
チオソルホン	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2	0.02	mg/L
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1	0.001	mg/L
セレン及びその化合物	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1	0.005	mg/L
ほう素及びその化合物	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	<0.1	10	0.1	mg/L
ふっ素及びその化合物	<1	<1	<1	<1	<1	<1	8(15)	1	mg/L
1,4-ジオキサン	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.5	0.05	mg/L
フェノール類	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	5	0.5	mg/L
銅及びその化合物	0.05	0.03	0.02	0.03	<0.02	<0.02	3	0.02	mg/L
亜鉛及びその化合物	0.34	0.09	0.14	0.11	0.07	0.13	2	0.05	mg/L
全Fe	<0.5	1.2	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	10	0.5	mg/L
全Mn	<0.5	0.13	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	10	0.5	mg/L
クロム及びその化合物	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	2	0.05	mg/L
BOD	140	160	49	270	110	120	600	1	mg/L
COD	110	110	45	180	66	91	-	1	mg/L
SS	35	174	19	370	95	53	600	1	mg/L
pH	-	7.3	7.1	7.2	6.9	6.9	5~9	-	-
鉱油類	<1	9 ^{※1}	<1	<1	<1	<1	5	1	mg/L
動植物油脂類	12		3	16	7	9	30	1	mg/L
窒素	43	37	20	27	20	23	240	0.1	mg/L
燐	5.2	4.2	2.1	3.3	2.5	2.9	32	0.01	mg/L
温度	-	23.0	21.6	21.6	21.0	20.7	45	-	℃
トルエン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	0.001	mg/L
アンチモン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	0.001	mg/L
Ag	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-	0.005	mg/L
ニッケル	<0.001	0.006	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	0.001	mg/L
モリブデン	<0.001	0.043	0.06	0.01	<0.001	<0.001	-	0.001	mg/L
電導度(μS/cm)	1,340	1,400	2,760	3,720	2,490	687	-	1	μS/cm
酢酸	10	10 ^{※2}	<1	9.6	10	8.8	-	1	mg/L

※1 5/11採水分の結果。ヘキサン抽出物質としての結果のみ。

※2 最初沈殿池流出水の値。

表-9 水質分析結果 (令和5年2月15日採水分)

	新町浄化センター (赤坂系)	新町浄化センター (門司系)	片上 ポンプ場※1	門司港 ポンプ場	大久保 ポンプ場	白野江第一 ポンプ場	下水 排除基準 (5,000m ³ /日 以上)	定量 下限値	単位
調査年月日	R5.2.15	R5.2.15	R5.2.15	R5.2.15	R5.2.15	R5.2.15			
採水時間	7:30	7:30	10:04	10:33	11:04	11:29			
カドミウム及びその化合物	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03	0.003	mg/L
シアン化合物	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1	0.1	mg/L
有機リン化合物	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1	0.1	mg/L
鉛及びその化合物	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1	0.005	mg/L
六価クロム化合物	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.5	0.05	mg/L
砒素及びその化合物	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1	0.005	mg/L
水銀及びアルキル水銀 その他水銀化合物	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005	0.0005	mg/L
アルキル水銀化合物	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	0.0005	mg/L
PCB	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003	0.0005	mg/L
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1	0.001	mg/L
テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1	0.001	mg/L
ジブチルケトン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.2	0.001	mg/L
四塩化炭素	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02	0.001	mg/L
1,2-ジブチルケトン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.04	0.001	mg/L
1,1ジブチルケトン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1	0.001	mg/L
1,2-ジブチルケトン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.4	0.001	mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	3	0.001	mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.06	0.001	mg/L
1,3-ジブチルケトン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02	0.001	mg/L
パラム	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06	0.006	mg/L
シマジン	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03	0.003	mg/L
チオベンカルブ	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2	0.02	mg/L
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1	0.001	mg/L
セレン及びその化合物	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1	0.005	mg/L
ほう素及びその化合物	0.8	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	10	0.1	mg/L
ふっ素及びその化合物	<1	<1	<1	<1	<1	<1	8(15)	1	mg/L
1,4-ジオキサン	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.5	0.05	mg/L
フェノール類	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	5	0.5	mg/L
銅及びその化合物	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	3	0.02	mg/L
亜鉛及びその化合物	0.2	<0.05	0.3	<0.05	<0.05	<0.05	2	0.05	mg/L
全Fe	0.8	0.7	3.8	<0.5	<0.5	<0.5	10	0.5	mg/L
全Mn	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	10	0.5	mg/L
クロム及びその化合物	0.06	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	2	0.05	mg/L
BOD	430	110	150	190	67	110	600	1	mg/L
COD	260	85	110	130	43	81	-	1	mg/L
SS	660	96	120	150	47	110	600	1	mg/L
pH	8.0	7.2	6.3	7.2	6.9	6.9	5~9	-	-
鉱油類	300	<1	<1	<1	<1	<1	5	1	mg/L
動植物油脂類	720	5	7	8	5	7	30	1	mg/L
窒素	57	29	15	28	16	20	240	0.1	mg/L
燐	7.4	3.4	2.2	3.2	1.6	2.6	32	0.01	mg/L
温度	-	-	10.0	15.7	16.3	15.9	45	-	℃
トルエン	<0.001	<0.001	0.003	<0.001	<0.001	<0.001	-	0.001	mg/L
アンチモン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	0.001	mg/L
Ag	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-	0.005	mg/L
ニッケル	0.47	<0.001	0.02	<0.001	<0.001	<0.001	-	0.001	mg/L
モリブデン	ND	0.01	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	-	0.001	mg/L
電導度(μS/cm)	854	1,290	1,260	871	1,180	1,520	-	1	μS/cm
酢酸	3	4	11	3	12	<1	-	1	mg/L

※1 2/15は、工事のため、止めている流入水路で採水したため参考。

3 水質加算使用料に係る水質調査結果

令和4年度の水質加算使用料に係る予備検査結果及び認定事業場数を表-10に示す。39事業場に対して調査を行い、うち10事業場がBOD、COD、SSのいずれかが200mg/ℓを超え、申告対象となった。また、上記の水質調査及び自主申告に基づき、1事業場が使用料の加算対象事業者となった。

表-10 水質加算使用料に係る予備水質調査等結果

	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区	合計
調査事業場数	8	12	6	2	2	8	1	39
超過事業場数*1	3	2	0	1	0	3	1	10
BOD超過数	3	2	0	1	0	3	1	10
COD超過数	1	0	0	1	0	2	0	4
SS超過数	1	0	0	0	0	1	0	2
加算認定事業所数*2	1	0	0	0	0	0	0	1

*1 スクリーニングのため行った水質検査結果で、BOD、COD、SSのいずれかが200mg/ℓ以上の事業場

*2 令和4年度、使用料の加算対象となった事業場数

4 水質管理講習会の開催

公共下水道への悪質下水の排除を未然防止する観点から、法令遵守や排水処理技術などについての啓発を目的として、水質管理講習会を毎年開催している。令和4年度は、11月8日に開催した。

参加者は29事業場37名で、下水道の法規制や維持管理について講義を行った。

令和4年度水質管理講習会

